

第2回 新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会 議事録

日時：令和5年7月26日（水曜）14：00～15：30

場所：新潟市総合福祉会館 5階 大集会室1・2

事務局	<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定刻より少し早いですけれども、お揃いになりましたので始めさせていただきます。第2回新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会を開会いたします。・ 本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、新潟市都市交通政策課、課長補佐の田中と申します。本日の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。私からは、次第1の進行をさせていただき、次第2からは会長に進行をお願いしたいと考えています。・ はじめに、当会議でのお願い事項を2点申し上げます。1点目ですが、傍聴・マスコミの方々にもお越しいただいています。会議は公開とさせていただきます。記録につきましては、後日、ホームページなどで公開いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。2点目ですが、議事録作成のため、会議を録音させていただきます。以上、2点について、よろしくお願いいたします。・ 次に、配付資料の確認をさせていただきます。なお委員の皆様には事前に郵送させていただいておりますが、資料の差し替えが4点ございます。差し替えいただく資料につきましてはテーブルの上に置かせていただいております。本日の出席者名簿、座席表、資料1の22ページ、別紙4のスケジュール（案）、以上4点となります。事前に郵送した資料と差し替えて本日の会議を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。・ 改めまして、本日の資料について確認をさせていただきます。次第、出席者名簿と座席表、資料1「新潟市移動等円滑化促進方針検討協議会資料」、別紙1「課題解決に向けた目指す方向性と基本理念」、別紙2「促進地区検討資料」、別紙3「まち歩き点検の対象と視点の整理」、別紙4「移動等円滑化促進方針策定スケジュール（案）」、参考資料1「関係団体ヒアリング調査結果」、以上が本日の資料となります。資料の不足等、またはお持ちではない方がいらっしゃいましたらご用意させていただきますので、挙手をお願いいたします。ありがとうございます。・ 会議の途中でも落丁などお気づきの点がございましたら、事務局にお声がけくださいますようお願いいたします。・ それでは、開会にあたりまして、会長の西村先生よりひとことごあいさついただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

西村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆さん、こんにちは。新潟県立大学人間生活学部子ども学科で准教授をしております西村愛と申します。私の専攻は、知的障がいのある人が親亡きあとも安心して暮らせるような支援体制が専門領域ですけれども、大きくくくと、誰もが暮らしやすいというような、安心して暮らしやすいためには、どういうふうな支え合いが大事かということも併せて研究をしております。今日は、よろしく願いいたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。 ・ 次に、本日の出席者についてですが、お手元の出席者名簿の皆さまからご出席いただいています。第2回の会議でございますので、委員等の変更があった皆様につきましては、赤字で表記をさせていただいています。また、摘要につきまして、代理出席の方を記載させていただいています。 ・ 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。新潟市都市政策部都市交通政策課長の野坂でございますけれども、本日は所用のため少し遅れて出席いたします。ご了承願います。 ・ 同じく係長の川又です。それから担当の橋本です。最後に、改めまして課長補佐の田中です。どうぞよろしく願いいたします。 ・ また、会議には新潟市移動等円滑化促進方針策定検討業務委託の受注者でありますエヌシーイー株式会社の2名も傍聴させていただいています。よろしく願いいたします。 ・ それでは、このあとの議事進行につきましては、西村会長よりお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 皆様、どうぞよろしく願いいたします。 ・ 本日は、第2回目の協議会ということで、計画で定める具体的な内容について、委員の皆様から有意義な議論を重ねていただきたいと思います。 ・ それでは、次第2「素案作成にあたっての確認事項について」に移ります。事務局より説明をよろしく願いいたします。
事務局	<p>2. 素案作成にあたっての確認事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市交通政策課の橋本です。 ・ 次第2、「素案作成にあたっての確認事項について」、お手元の資料1と別紙1を使ってご説明いたします。座って説明させていただきます。 ・ 資料1の2ページをご覧ください。素案作成にあたっての確認事項についてです。新潟市移動等円滑化促進方針の構成イメージを示したものが、このページですが1) から、10) のうち、今回の検討協議会におきまして、皆さまにお諮りしたい内容については破線で囲っている「1) 計画策定にあたって」、から「5) 移動等円滑化促進地区について」といたします。なお5) 移動等円滑化促進地区については、地区選定までとさせていただきます、次回以降に区域設定や経路設定などを決定していきたいと

思います。

- ・ 3ページをご覧ください。はじめに、1) 計画策定にあたっての背景や目的についてです。本市では、交通バリアフリー法に基づき、市町村合併前の旧新潟市では、平成15年に「新潟市交通バリアフリー基本構想」を策定し、旧亀田町では平成14年に「かめだまち移動円滑化基本構想」を策定しています。ともに計画期間は平成22年までとなっており、それぞれの旅客施設を中心とした、重点整備地区を設定し、バリアフリー化を推進してきました。その後、平成30年にバリアフリー法が一部改正され、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進のため市町村による移動円滑化促進方針及び基本構想の作成が努力義務化されました。改正バリアフリー法の基本理念である「共生社会の実現」と「社会的障壁の除去」に資することを踏まえ、新潟市全区へのバリアフリー化を展開することを目的として、新潟市移動円滑化促進方針を策定することとしました。
- ・ 4ページをご覧ください。つづいて今回策定する移動等円滑化促進方針と関連性の高い上位計画との位置づけについてご説明します。新潟市総合計画において、「バリアフリー」は「重点戦略1：都市機能の充実と拠点性の向上」に、「障がい者」は「重点戦略6：誰もが個性と能力を發揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」に含まれています。また、駅前広場や自由通路などにおいて、「バリアフリー化など、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進する」ことが示されており、「障がい者」については「障がいと障がいのある人に対する理解の促進」が示されています。
- ・ 5ページをご覧ください。つづいて都市計画基本方針においては、施設整備については「障がいの有無などに関わらず誰もが安心・安全で利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます」と示されています。
- ・ 6ページをご覧ください。本市の総合交通計画であるにいがた都市交通戦略プランにおいても5つある基本方針のうち、「みんなで築き上げる交通戦略」において、「ユニバーサルデザインの考え方が重要であり、まずはバリアフリー化や多言語案内などから取り組む」ことが示されています。
- ・ 7ページをご覧ください。これらの関連性の高い各計画との位置づけについて体系的に示したものになります。新潟市移動等円滑化促進方針は改正バリアフリー法の趣旨に対応するよう、新潟市の最上位計画である新潟市総合計画に基づいて策定するものであり、都市計画基本方針や立地適正化計画などの計画と整合を図るとともに地域公共交通計画や中心市街地活性化基本計画など関連計画とも相互に連携が図られた計画といたします。移動等円滑化促進方針で定めた各促進地区内において、地区

別の基本構想を策定し重点整備地区を設定した中で具体的な事業を行うため、法に基づく特定事業計画を作成し、事業進捗を図っていきます。これらの関連する計画については、次期計画策定時において、本促進方針で定めた内容について反映させていくこととします。

- ・ 続きまして、8ページをご覧ください。計画期間についてです。

本市における根幹的な施策の指針を示す、新潟市総合計画 2030 や本市の全体的な都市づくりの方針である新潟市都市計画マスタープランなどの関連する計画についてはご覧の通りの計画期間となっております。

移動等円滑化促進方針は、計画期間を概ね10年間で、5年ごとに促進地区におけるバリアフリー化に関する措置の実施状況について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて内容を変更するものとされています。

新潟市移動等円滑化促進方針においては、令和6年から令和15年度までの10年を計画期間として位置づけ、5年で評価・見直しを行うとともに、関連する各計画における改定のタイミングで、本促進方針で定めた内容を反映させていくものとします。

- ・ 次に、9ページをご覧ください。市の概況についてです。

新潟市の総人口の推移をみると、1920年の国勢調査開始以来増加し続けていきましたが、2005年の813,847人をピークに減少に転じています。高齢者人口は年々増加傾向にあり、2020年には約23万人が高齢者となり全人口に対して3割も占める状況となっており、今後ますます高齢化率は上昇していくことが推測されます。また、高齢者人口において、2045年以降には減少に転じることが見込まれており、生産年齢人口のさらなる減少と高齢化が進んでいくことが予測されます。

- ・ 続いて、10ページをご覧ください。障がい者の状況についてです。

身体障がい者の障がい者手帳保持者数は2014年の30,700人をピークに減少傾向にあり、2021年には28,600人となっています。中でも多い身体障がい者、肢体不自由の障がい者で、54%となっております。

療養手帳及び精神障害者保健福祉手帳の保持者数はそれぞれ増加傾向にあり、2011年から2020年までの10年間で、療養手帳保持者数は約1.3倍、精神障害者保健福祉手帳保持者数は約2倍に増加しています。

今後は障がいのある方や高齢者を含めた全ての人が交通機関や建物、道路や公園といった施設を自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

- ・ 続いて、11ページをご覧ください。市内の主要旅客施設の利用・整備状況についてです。鉄軌道については新潟市内にある各駅のバリアフリー化が進められており、乗降人員3千人/日以上のは、郊外の巻駅や旧新潟市の越後石山駅を除くすべての駅においてバリアフリー化が済んでいる状況です。三千人に満たない駅についてもバリアフリー化に対応し

ている駅もあります。

また路線バスにおいては、バス停の各停留所の乗降人員は、駅以外でも利用が多いバス停があり、古町や本町、市役所前、青山といった、新潟市中心部に集中している状況となっています。

- ・ 12ページをご覧ください。各施設の利用、整備状況についてです。まず車両に関して、タクシーは一部の事業者においてユニバーサルデザインタクシーが導入されており、新潟市内においては事業者が所有するタクシー1,222台のうち令和5年度導入台数は78台となっており、約6%の導入率となっております。バスについては、市内の路線バスにおけるバリアフリー化として、ノンステップバス、ワンステップバスといった車いす対応のバスは車両総数に対して94.6%の導入率となっています。

その下、道路に関して、既存の基本構想である、新潟市交通バリアフリー基本構想及び、かめだまち移動円滑化基本構想における重点整備地区での特定経路として位置づけた道路のバリアフリー化状況については、令和4年度末時点で、6地区全体で93.7%の整備率となっております。

また、超高齢化社会が進展する中で、誰もが安心、安全かつ快適にバスが利用できるよう乗降環境の改善に向け、ノンステップバス車両の導入と併せて、バリアレス縁石の導入によるバス停のバリアフリー化に取り組んでいるところです。このバリアレス縁石とは、縁石の側面を特殊な形状とすることで、バスがよりバス停に近づけられる縁石のことです。

- ・ 続いて、13ページをご覧ください。公園のバリアフリー化についてです。新潟市内には、1,439箇所の都市公園が立地しています。都市公園の移動等円滑整備ガイドラインが令和4年3月に改訂され、適合義務化された施設のバリアフリー化に向け取り組んでいる状況です。公園内のバリアフリーについては、オストメイト用設備を有するなどの新基準に対応している公園は23.4%となっています。

また、信号機のバリアフリー化への対応として、音響式信号機の整備があります。

既存基本構想の重点整備地区内での交差点における整備状況は、97箇所のうち、81箇所で音響式信号機が採用され83.5%の整備率となっています。

続いて、建築物についてです。建築物について、新潟県福祉のまちづくり条例における届出状況によると、バリアフリーの施設基準に適合した施設について、平成21年から令和4年までの間で届出のあった1,184件のうち、適合率は26.8%となっています。

またその下、公共施設のバリアフリー化について、市役所庁舎や集会施設、学校教育施設など、各施設のバリアフリー化への対応状況について、段差やトイレといったポイントごとに表にまとめています。各ポイント

ごとでのバリアフリー化率はご覧のとおりとなっております。

- ・ 14 ページをご覧ください。続いて、既存基本構想の評価についてです。現在、新潟市において 2 つの基本構想 6 地区の重点整備地区がありますが、現行の基本構想におけるバリアフリー化状況について説明します。旅客施設については、各地区において段差解消、多機能トイレや点字誘導ブロックなどの整備が実施されています。またエレベーター・エスカレーターなどの整備も済んでいる状況です。

車両に関しては、路線バス車内の運賃等の情報案内モニターを整備し、わかりやすい案内を実施しております。また「移動円滑化基準」に適合した車両の導入や入れ替えを実施しております。また鉄道事業者においてもバリアフリー型車両を順次導入しています。

続いて歩道については、安全に通行できる歩行空間を確保するため、特定経路におけるバリアフリー化を進めており、特定経路はご覧の通り、概ね整備が整っている状況です。

信号機については、利用状況に応じた横断時間の保持や歩行者の安全な横断を確保するため、音響式信号機の導入を進めています。

また駅前広場や自由通路、連絡通路についてもエレベーター、エスカレーター整備がなされ、地区内におけるバリアフリー整備は概ね進んでいる状況となっております。

新潟は冬季間、降雪の影響を受けやすく歩道における歩行も降雪により障がい者や高齢者に限らず、すべての利用者の歩行が困難な状況となる場合もあります。

既存基本構想における 6 地区において、シェルターや、融雪装置など降雪時においても、安全な移動が出来るよう対応がなされている状況です。

- ・ 続きまして、15 ページをご覧ください。

市の基本方針の決定に向けた課題・問題点の把握と基本理念・目指す方向性の設定についてです。

昨年度に促進方針の策定にあたって課題や問題点を把握するため、その影響が大きいと考えられる高齢者・障がい者団体等へのヒアリングと、また実際にそれぞれのユーザーへ対応している運転士など、交通事業者へのアンケート調査を行いました。

ヒアリングの協力を頂いた団体及びアンケート協力企業についてはご覧のとおりです。

このヒアリング及びアンケート調査の結果に基づいて現状における課題や問題点を整理した上で、基本理念や目指す方向性を設定していきます。

- ・ 16 ページをご覧ください。

ヒアリング及びアンケート結果についての主な意見を抜粋してご紹介します。

高齢者・障がい者団体等のニーズとして「利用しやすい道路環境の整備」

に関しては歩道内や踏切の段差や凸凹は小さく、道路側溝の格子状の鉄蓋（グレーチング）の隙間も小さくして欲しい。音響式信号機や視覚障害者誘導ブロック、エスコートゾーンを設置して欲しい。除雪により歩道に雪だまりができるので、除雪方法を改善して欲しい。

といった意見がありました。

「利用しやすい交通施設の整備」に関しては、ノンステップバスの導入や車いす・ベビーカーのスペースを確保して欲しい。障がい者等の移動距離の少ない施設のレイアウトや、わかりやすい案内表示を設置して欲しい。といった意見がありました。

「デジタル技術を活用したバリアフリー化」に関しては、スマートフォンアプリと歩道整備が連携するような新しい技術導入をして欲しい。

「障がい者等の立場を理解する機会の創出」に関しては、障がい者が困っていることに対する市民理解が不足している。

「心のバリアフリーに対する意識の醸成」に関しては、当事者が周囲の人々に声を掛けやすい環境づくりが必要。またヘルプマークの認知度が低く、さらなる周知が必要。などの意見がありました。

また交通事業者からは利用者への要望として、妊婦や障がい者の利用者のニーズが個人ごとに異なるので運転士に対して要望をしっかりと伝えて欲しい。それから運転士は介護職ではないため、介助の範囲が限定されることを認識して欲しい。などがありました。

市への要望として、タクシーのバリアフリー化への助成制度拡充や案内表示、バス停付近の除雪方法の改善、などがありました。

ヒアリング及びアンケート調査結果の詳細については参考資料 1 を添付しておりますので、合わせてご覧いただければと思います。

・別紙 1 をご覧ください。

それぞれの課題に対して、課題解決に向けた目指す方向性について、課題との関連性を示しながら項目ごとに整理を行いました。図の左側をご覧ください。

課題 1. バリアフリー化整備の対象範囲が限定的であること

現計画では合併後、本市では重点整備地区に指定されている以外でも、多くの利用がある駅やバス停などの旅客施設が存在しているとともに、重点整備地区がある中央区、西区、江南区以外においても、歩道の快適性を求める住民ニーズが高まり、対象範囲の拡大が求められています。

課題 2. 誰もが移動しやすい歩道として不十分であること

段差の解消や視覚障がい者対応などの歩道の快適性が求められ、歩道の環境整備を進めるため、道路特定事業を推進する必要があります。

また、冬期間におけるバス停周辺を含めた歩道の除雪を強化し、安心・安全に移動できる歩道環境が求められます。

課題 3. 公共交通車両のバリアフリー化が一部不十分であること

	<p>移動手段として重要な役割を担う車両に関して、現計画では特定事業は計画されていませんが、ニーズの高まりによって段差の少ないノンステップバスやタクシー、ベビーカーや車いすスペースが確保された車両の導入が求められています。</p> <p>課題4. 新技術を導入したまちの整備が進んでいないこと 不特定多数の高齢者や障がい者を誘導できるよう、スマートフォンアプリが連携した新たな技術や、タブレットを活用した案内などのデジタルツールの導入が求められています。</p> <p>課題5. 心のバリアフリーに対する理解が不足していること 市民への障害に対する理解度を向上するとともに、お互いに声をかけやすい環境づくりが求められます。また、ヘルプマークの認知度が低いいため、さらなる認知度の向上が必要となります。</p> <p>課題6. 協働によるバリアフリー化整備に関するルールがない 各管理者による特定事業推進とともに、各管理者どうしが協働で各施設を一体的に整備することによるシームレスな移動環境整備が求められます。</p> <p>続いて右側にこれらの課題を解決するための目指す方向性について整理を行いました。課題と、解決に向けた目指す方向性の関係性をオレンジ色の線で示しています。</p> <p>目指す方向性1として 快適で安全に利用できる移動空間の形成 2として、施設のバリアフリー化と連続性のある安心・安全な移動経路の確保 3として、市民や民間企業との連携・協働によるソフト面の段階的・弾力的な取り組みの推進 4として、社会情勢の変化を見据えた継続的な改善の推進 5として、心のバリアフリーへの意識の醸成 これら5つの方向性に基づく取り組みにより課題解決に近づけていくものと考えています。</p> <p>新潟市の移動等円滑化促進方針の策定に取り組む基本理念については、「誰もが快適で安全に行動でき、安心して暮らせるまちづくり」としたいと事務局として考えております。</p>
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第2の説明は以上になります。 ・ ご説明ありがとうございました。 ・ それでは、ここで一旦切らせていただきまして、今ほどの事務局よりの説明について、ご質問や確認したいことなどがございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中村美香です。14ページのところにあります信号機のところなのですが、音響式信号もとても重要なものだという認識はあるのですが、

	<p>例えば横断歩道を延長するボタンであったり、エスコートゾーン、エスコートラインを入れるというのもあると思うのです。</p> <p>この3つがセットになって、いちばん安心・安全な横断歩道部というふうにも言えると思うのですが、この辺りの横断歩道の延長、エスコートゾーン等はどのくらいの整備になっているか、分かれば教えていただければと思います。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の川又です。今回の資料では、これまでの基本構想で目標にしていたものについて、整理したものを提示させていただきました。具体的には、この計画で音響式の信号機の整備が事業として位置づけられていたので、それをお示しさせていただきました。 エスコートゾーンや延長ボタン等の整備状況については、今お答えできる資料はありませんが、確認したうえで次回の会議等でご報告させていただきたいと思います。
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> ありがとうございます。横断歩道を延長する、白い警察さんがつけてくださる白いボックスもあると思うのです。そうしたものも市内にどれくらいにつけられているのかなというところも、把握できれば教えてください。今日でなくても構いません。
事務局 西村会長 柳委員	<ul style="list-style-type: none"> 分かりました。 ほかに質問やご確認したいことはございますか。お願いします。 柳と申します。白山についてですけれども、今の状況を見ると、市役所から白山の駅までの道がとても狭いと思います。ですので、白山駅まで歩くためには狭すぎるので、もう少し幅を広く。視覚障がいの方は大変だと思います。道路の幅を広げるということはできますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 事務局の川又です。白山駅と新潟市役所の間についてですけれども、すべての道が広いわけではなく、また現状の道路を全て広げるというのも非現実的であると考えています。基本構想の中では、主な経路を設定しており、それが白山地区の場合、市役所から越後線の側道の部分を通る経路を設定しているのですけれども、その道であると、ある程度、幅員が確保されているものと認識しています。
柳委員	<ul style="list-style-type: none"> 心配なのは、新潟市役所から白山駅まで点字ブロックはありましたでしょうか。今はないので、点字ブロックがないと危ないのではないかなと思うのですけれども。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 点字の状況等も踏まえまして、今回、設定する促進地区の部分で経路設定していきますが、点字も含めて経路設定やその整備をしていく目標にしたいと考えています。
柳委員 事務局	<ul style="list-style-type: none"> 分かりました。 事務局の田中です。基本的に今ほど川又が申したとおり、経路については最低1経路以上というような定めになっていますので、経路としてはあるのだけれども、おそらく足りないのは周知とか、そういった認識を

<p>西村会長</p>	<p>広めていくということになるかと思えます。この辺につきましても改めまして、作った構想から時間も経っていますので、今回の計画を踏まえまして、周知を図っていきたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。それでは、今ほどのご意見を踏まえまして計画の作成を進めてもらいたいと思えます。時間の都合もありますので、次に進みたいと思えます。 ・ 続きまして、次第3「促進地区の設定について」に移ります。事務局より説明をよろしく願います。
<p>事務局</p>	<p>3. 促進地区の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 続いて、次第3 促進地区の設定についてご説明します。 ・ 17ページをご覧ください。 <p>促進地区の設定にあたり、2段階の検討を経て選定することとしました。まず、一次選定としまして、旧新潟市、旧亀田町の基本構想の重点整備地区である6地区を含めた移動等円滑化促進地区候補として、新潟市全域で26箇所を抽出しました。26地区の選定コンセプトとしては下記の4点になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の基本構想の重点整備地区 ・ コロナ禍前に1日に概ね2,000人以上の利用のある旅客施設のある地区 ・ 新たな旅客施設の設置が予定されている地区 ・ 第1回協議会で委員から意見のあった地区としました。 <p>・ 続いて、二次選定として促進地区は、概ね10年間の計画期間内で着手可能な範囲として選定することとして、既存計画の設定地区数の概ね倍の地区数を選定することとしました。</p> <p>選定は、生活関連施設数や立地適正化計画との関連などバリアフリー法の選定要件を踏まえたうえで、各区のバランスなども考慮して促進地区候補の中から各区1箇所、新たな促進地区を選定する方針としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18ページをご覧ください。 <p>バリアフリー法では、地区選定要件として以下の(1)から(3)が要件として掲げられています。</p> <p>促進地区を選定するにあたって、優先順位付けを行う手段として、定量的に数値化するための各選定基準を設定しました。</p> <p>まず(1)、生活関連施設が概ね3以上あり、これらの施設が徒歩圏内に集積している地区を数値で示すため「半径500mの徒歩圏における生活関連施設の数」を選定基準1と設定しました。</p> <p>次に(2)、バリアフリー化を促進することが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区を示すものとして、「旅客施設の乗降客数、利用者数の多い地区」を選定基準2、また、「立地適正化計画に位置付け</p>

られている都市機能誘導区域及びそれに準ずる地区」を選定基準3としました。

最後(3)、生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区として計画的に進行している、駅舎および駅前広場などでのバリアフリー化整備を行う地区またはそれに準ずる地区を選定基準4としました。

- ・ 19ページをご覧ください。
- ・ これらの選定基準1から4に基づいた点数評価をおこなって、点数の多い地区を優先順位が高い地区と位置付けて選定していきます。

なお、既存の基本構想の重点整備地区は、地区選定から外すことなく引き続き促進地区に選定することとしました。

また、促進方針の策定にあたり、新潟市全区へ広くバリアフリー化を展開していくことを目指していることから、区のバランスを考慮しつつ促進地区の候補は各区で1箇所、新たに促進地区として選定することとしました。

既存重点整備地区の6地区については、促進方針の中でブラッシュアップを図るためバリアフリー化の改善を図っていきます。

選定から外れた地区であっても、バリアフリー化の整備を行わないというのではなく、必要に応じて、バリアフリー化の対策ができるものとします。

これらの選定方法に基づき、地区選定した結果をご説明します。

別紙2をご覧ください。選定基準に基づき点数評価を行った表となります。

表の左側に記載している地区名が促進地区の候補地区26地区です。上段緑色で着色されている地区は既存の基本構想の地区となります。それ以降には新たな促進地区の候補地区を記載しています。

ページの中ほどから右にむかって、先ほど説明した選定基準1から4を数値化した点数を記載しています。また表の下の黒の太枠で囲ったところが、各選定基準におけるのランク分けと点数となります。

まず選定基準1についてですが、表の左側にはバス停や医療施設といった各生活関連施設の数を載せてあります。その施設数に応じてランク分けすることとし、施設数が多いものを高配点、少ないものを低配点としました。その隣、選定基準2については旅客施設の乗降者数・利用者数の人数をランク分けして点数化したものです。選定基準3については、立地適正化計画における重点・機能集積エリア・まちなかエリアなど機能誘導区域に応じて、点数化したものです。選定基準4については、今後の整備予定の有無に応じて、点数化したものです。

表の一番右側にある太枠で囲った点数が、各地区の総合点となります。また、各区で一番点数の高かった地区をピンク色で着色しております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1の20ページにお戻りください。別紙2において既存地区と点数の高かった促進地区候補を記載しました。既存基本構想における地区として新潟万代、万代島、白山、寺尾、内野、亀田。新規地区として、豊栄、越後石山、古町・本町、新津、南区役所周辺、新潟大学前、巻。の合計13地区を促進地区の事務局案として選定しました。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・次第3の説明は以上になります。 ・ありがとうございました。それでは、今ほどの事務局からの説明について、ご確認・ご質問などがございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・特にということではないのですが、新しくできる駅に関しては、バリアフリー化は当然するものということで考えておいて、だから上所駅などが、この中に設定されていないというふうに理解してもよろしいものなのかどうかを教えてください。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の川又です。新しくできる上所駅自体は新しくこれから作りますので、当然ながらバリアフリー化がなされた駅舎になります。促進地区としては、いわゆる通常、徒歩で移動する範囲を促進地区として選定するのですが、ここの地区選定については、中央区の部分では古町、本町のほうが旅客施設の利用者数や対象施設数が多くて、そちらのほうが優先度としては高いので、今回の計画では、こちらのほうを選定していく方針にしたいと考えています。
西村会長 関川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ほかに、確認したいことなどはございますでしょうか。 ・今、説明のあった判定の別紙2の表のことについて、見方をまずお聞かせいただきたいのですが、これは総合点数で順位を見ればよろしいのでしょうか。それとも、まずこちらの左側の合計の点数で見ればよろしいのでしょうか。と申しますのは、今の副会長のお話にもありましたけれども、総合点数で見ると点数が低いところが入っていて、それよりも点数が高いところが抜けているとか、先ほどの説明ですと、エリアでいちばんポイントの高いところという話だったのですが、要素を分析して、なおかつバランスを取って総合点数ということで、これも参考にしてみたのかどうか、もう一度説明をお聞かせいただきたいのですが。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ご質問ありがとうございました。この別紙2の表の見方ですが、まず、上段の緑で着色しているところが既存の現行の基本構想の重点整備地区6地区になります。ここは今回の促進地区に含めて、促進地区として設定をしていきたいという地区になります。その下に新たな促進地区候補エリアということで、北区から西蒲区まで地区が書いてございますけれども、その各区ごとで配点、得点の高かったところ、いちばん高かったところをピンク色で着色をしてございます。ですので、全体で見ると点数としては低いところも入っているような形に見えますけれど

<p>関川委員</p>	<p>も、各区ごとで見ると、いちばん高い点というところが今回の候補の地区となっています。この説明でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局 関川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私が疑問に思ったのは、総合の点数で見るわけですね、参考にしたとしても。 ・ そうです。
<p>関川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までのところはまるっきりフリーで入れていこうということで、検討が足りないのかなと思ったのですが、勘違いなのかどうかは分かりません。と申しますのは、それともう1点、最後にこういう点数で比較する場合は、項目ごとにどれが大事なのか、大事さによってウエイトをつけて、例えば、私も昔そういう仕事をやっていたのですけれども、項目ごとにウエイトをつけて、それから集計するのです。そうすると、最終的に総合点数で見た場合は、やはり高い順に優先順位が決まりまして、皆さんも納得いかれるということで、その点、この表でいいのかなと思ったただけでございますので、皆さんの今の説明でございますが、もし点数をここに出されるのであれば、そういう部分で、なぜ点数が半分とは言いませんが、7点のところがあって、なぜ12点になったところは除かれるのだろうと、普通の人は思われるので、よろしくご検討いただきたいということでございます。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありがとうございます。まず、このバリアフリー促進方針の趣旨としましては、まちなかに集中的に人が来られるというのは当然のことではあるのですが、全市的に広くバリアフリーを展開していくということ、我々事務局としては重点に置かせていただき、そのうえで各区ごとということでの評価をさせていただいたところでございます。今後は当然、20ページの下にありますとおり、「促進地区に選定しない地区については」ということも記載がありますけれども、望ましいのは全体のエリアがバリアフリー化されることではございますけれども、まずは広く、そして優先順位をもって我々としては地区を選定していきたいと考えています。こういった中で、配点の中で、各地区ごとに高いところを今回の促進地区ということで設定をさせていただいたものでございます。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
<p>西村会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今ほどの説明で、いかがでしょうか。
<p>関川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの事情は分かりました。
<p>西村会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほかに、ご質問やご確認したいことはございませんか。お願いいたします。
<p>柳委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳です。質問させていただきます。確認なのですが、南区に私、在住していますが、ピンクにはなっていますから、嬉しいなと思ったのですけれども、やはり心配事がありまして、何かと言いますと、判定というのは、どなたが判定されているのかということと、南区役所の周りを見ますと、半径500メートル等、区役所からの距離数で例えば青山か

<p>事務局</p>	<p>らバスを利用した場合に、市役所で停まるのではなく、また別のルートでバスが通っていくということで、ちょっとおかしいのかなと思うのですけれども、2年後ですが白根に原信ができるのですけれども、そこに非常に人がたくさん集客するのではないかなと思うので、こちらの表を見る限り、先ほどもご説明がありましたけれども、点数ですが南区は8点なのですね。青山や関屋等は点数は高いのですけれども、関屋も同じ8点なのに色がついていない。どういうふうに、このように判定されたのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。事務局の川又です。もともとの選定のコンセプトとして、最初の説明の中にもあったとおりですが、総合点数の高さだけですべてを決めるということはありません。そのようにすると、いわゆるまちなかの部分だけバリアフリー化が進んで、市内全域にバリアフリー化が広がっていかないことが懸念されることから、まずは各区のバランスを考えて、区で1か所ずつ、その区の中でいちばんニーズの高いところを選定していこうというふうにしたことが、選定のコンセプトになっています。 ・そのため、例えば南区では8点、中央区の関屋も8点、そのほか新崎も8点なのですけれども、例えば中央区でありましたら、関屋よりも古町、本町の点数が高いので、そちらを選定しておりますし、北区でありましたら、新崎よりも豊栄の点数が高いので、北区で豊栄を選定するなど、各区で1か所ずつニーズが高いところを選定していく形をとっております。
<p>柳委員 西村会長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分かりました。ありがとうございます。 ・ありがとうございます。時間もございますので、以上で次第3「促進地区の設定について」の議事を終了いたします。 ・続きまして、次第4「まち歩き点検地区の選定及びお願い」についてに移ります。事務局より説明をお願いいたします。
<p>事務局</p>	<p>4. まち歩き点検地区の選定及びお願い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続きまして、次第4「まち歩き点検地区の選定及びお願い」についてです。 ・資料1の21ページと別紙3を合わせてご覧ください。 まち歩きは、鉄道やバス停、道路などの状況を実際に歩いたり、利用したりすることで、課題や問題点を把握することを目的として実施するものですが事務局案として別紙3にある4地区を候補として選定しました。その中でも人数や地区数を考慮した上で、2地区をまち歩き点検地区としたいと思います。 ・候補地区としまして、まち歩きのメリットにもありますように、利用者

<p>西村会長</p>	<p>が多く、鉄道やバス停などの状況が確認でき、高架化し広場や駅も大きく変わる新潟駅の状況と、万代地区で障がい者や高齢者が多く利用される福祉施設とを結ぶエリアのバリアフリー化の状況が確認できるという点で新潟万代地区を選定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また鉄道駅やバス停のほか、まち歩きにおいて点検対象とした公園のバリアフリー化状況が確認できるという点で白山公園のある白山地区を選定しました。 ・まち歩きのメリットが多いこの2地区を事務局案として選定しました。 ・つづいてまち歩き点検の対象と視点の整理について まち歩きの点検対象としては鉄道駅、バス停、建物、公園、道路とします。 ・点検方法、視点の整理ということで、どのような観点でまち歩きを行うのか考え方を示します。 ・鉄道駅やバス停など交通施設の利用が支障なく行えるか。 ・建物や公園における移動や道路、横断歩道などの施設へ向かう経路の移動が支障なく行えるか。 ・また降雪期など冬期間の移動も考慮した上で各対象をチェックします。あとは、問題点だけでなく、良い点、優れている点についてもチェックします。 ・別紙3の中段をご覧ください。各点検の対象について、それぞれ点検する箇所とチェックする項目を記載しました。これをもとにチェックシートを作成し、実際まち歩き点検の際にチェックをおこなっていきたいと思います。 ・まち歩き当日の流れについてですが、いったん集合していただく会場の会議室にお集まりいただき、まち歩きの説明やミーティングを行ってから、実際にまちへ出て各対象の点検を行います。設定したルートでまち歩きをしていただき、一通り点検が終わったら、また会議室に戻って、結果のとりまとめや意見交換を行い終了となります。 ・また資料1の21ページにもどりまして、まち歩き点検の協力をお願いします。 ・まち歩き点検において参加者の意見の聞き取りや課題の把握について行っていますが、高齢者や障がい者団体の委員の皆さま、駅に関してはJR東日本さん、道路計画課、区建設課、障がい福祉課、場合によって建築部からもご協力を頂きたいと考えております。 ・次第4の説明は以上になります。 <p>・ありがとうございました。今ほどの事務局からの説明について、ご質問・ご確認したいことがございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。</p>
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>末光委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検の実施日で今、皆様お手元の資料に8月中旬から下旬という大変暑い時期ですけれども、まち歩きの予定について、何かご意見などがございましたらお願いいたします。
<p>事務局 吉田委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・8月25日ですが、我々の移動等円滑化評価会議という国の会議を行います。ですので、この日は外していただけたらと思います。 ・了解いたしました。ありがとうございます。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な日程はまだこれからだと思いますけれども、8月中旬というのはお盆の期間で、駅も非常にお盆で混んでいたりしますので、その時期は外していただいたほうがいいのかなと思いますので、また調整していただければと思います。 ・それから、新潟駅は駅の中はほぼ完成したような状態なのですが、まだ商業施設のところは今工事中で、駅前の辺りもずっと工事中の状態なのですが、その状況での点検ということなのですか。将来的な円滑化経路のところで言うと、今見ても、また将来的には変わってくるという形になると思いますけれども、その辺りはどうお考えなのかお聞かせいただければと思います。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見ありがとうございます。また日程についてもありがとうございます。現在、新潟駅の部分で、連続立体化交差事業で、整備中だということは十分承知しています。その中で、特に工事中のところの部分、いわゆる仮設の部分でバリアフリー化がなされているとかなされていないとか、そういったことを点検するのが主旨ではないとご理解ください。あくまでも出来上がった部分の想定の中で、どういうふうになっていくと利用しやすいのか、などを判断できるようなご意見をいただきたいと考えて実施するものでありますので、繰り返しになりますが、整備中の状態を見て、ここをこう直してほしいとか、そういったことを交通事業者にお願いするために行うものではありません。
<p>西村会長 関川委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関川委員、お願いいたします。 ・私、名前を申し上げなかったのですが、視覚障がい者福祉協議会の関川と申します。資料の確認でございますけれども、別紙4に、これから説明するのも分かりませんが、スケジュール（案）で今日、差し替えいただいた変更案のところは、9月いっぱいまでがまち歩き点検となっているのですが、私ども当事者の皆さんをお願いして外を歩くとなると、8月というのはいろいろな集会もやめにしておりますので、熱中症のことを考えてなのなのですが、9月の涼しくなったところに、このスケジュールどおり後半で、うちの団体だけとは言いませんけれども、ぜひお願いしたいと思います。と申しますのは、私ども引率と言えれば分かりいいのでしょうか、同行援護の皆さんにお願いするにあたって、やはり8月は無理でございますのでよろしくお願いいたします。できれば変更案のとおりをお願いしたいと思います。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見ありがとうございます。暑さ等も考慮した中でスケジュールについては再度、検討させていただいたうえで、また皆様にお声かけさせていただきたいと思います。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。まち歩き点検の日程については、また事務局のほうに熟考していただいて、あとはスケジュールのほうも今年は暑さが続くということも聞いておりますので、適宜休みなども入れて、しっかりと皆さんが点検できるような体制で作っていただければと思います。それでは、以上で次第4「まち歩き点検地区の選定及びお願い」の議事を終了いたします。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に、次第5「その他」に移ります。移動等円滑化促進方針の今後の策定スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。 ・移動等円滑化促進方針の今後のスケジュールについてご説明いたします。 ・別紙4をご覧ください。まず、全体スケジュールについてです。前回の協議会においてスケジュールをお示ししておりましたが、アンケートやヒアリングによる課題の整理や促進地区の候補の選定に時間を要したことから、当初のスケジュールからページ中ほどにある変更スケジュールに修正し、現在作業を進めているところです。大きな流れとしましては、今後、検討協議会を重ね、促進方針の具体的な内容を決定し、2月議会にて素案の報告を行いまして、4月早々にパブリックコメントを実施した上で8月頃の公表を目指します。 ・続きまして、直近の予定についてです。 ・資料1の22ページをご覧ください。 「まち歩き点検の実施」についてです。さきほどご説明したまち歩きの内容で、「まち歩き点検」を8月の中旬から下旬に概ね2時間程度実施させていただく予定でしたが、先ほどお話にもありました通り、時期については改めて検討いたします。 ・2点目、第3回の協議会の開催についてです。第3回協議会は、10月中旬を予定しております。開催期日が近くなりましたら、日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。 ・最後、第4回の協議会の開催です。 年明けになりますが、2月の中旬を予定しております。 ・次第5の説明は以上になります。
西村会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。それでは、委員の皆様から、本日の会議に関する事項やそれ以外のことでも構いませんので、何かご意見等がございましたらお願いいたします。
中村委員	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは、点字誘導ブロックに関してなのですが、バリアフリー法が定められた後に、多分、点字ブロックのJIS規格というものが生まれて、現在はJIS規格に合うものが敷設されているという状況だと思

<p>西村会長 柳委員</p> <p>事務局</p>	<p>うのですが、実際は各所でそれ以前の点字ブロックも一緒に混在するような形で、利用されているような状況になっていますので、それがそのままでもいいかどうかという部分もあるかなと思います。実際に使われているユーザーの皆さんが、判別できているのかどうかなどの確認をやはり取らないと、ただあるだけというものになりかねないところもあると思います。</p> <p>それから、前回からのものを更新するという中で、東京オリンピックをはさんで精神障がいや発達障がいの方々に対する対応という部分に関しても随分見直しをされてきていると考えています。実際に、精神障がいの方々にはまちの中でパニックを起こしたときに、一人きりになる空間がほしいというご意見もありまして、カームダウン、クールダウン等というような言葉でパニック状態を少し和らげるような場所を確保してほしいということも言われていますので、そうしたことが駅構内等で可能なかどうかという部分も少し見直しをしていただいて、チェックするようなこともあってもよろしいと考えています。</p> <p>それと、もう一つは、子育て世代で双子、三つ子さんの方々にとっては、かなり動きにくいようなことを多々聞いていますので、そうした方々もご一緒に、もしくは一緒にできない場合は個別で、どのようなことをお考えになり、不便になっているかというところを洗い出していただけると、これまでのバリアフリーを踏襲するだけではなくて、やはりユニバーサルのほうに広げていくようなことを、少し考えておくことが望ましいと思いますし、サイン関係についても、外国語表記についてですね、そうしたようなところについても、まずはそこからという言葉もある中で、点検でも漏れているところがありますので、そうしたところをどこまで見るかという部分も、内部でも検討いただけるとありがたいと思います。</p> <p>・ほかに、ご意見・ご感想はありませんか。お願いいたします。</p> <p>・もしかしたら関係ないことかもしれませんが申し訳ありません。ろうあ協会の総会があったのですが、そのときに盲聾の方が参加してくださいました。そのときに盲聾の方の見える範囲、視野狭窄の方ですので、黄色の点字ブロックや万代の点字ブロックを間違っていて通っているところを聞きまして、本当に危なかったなというのですけれども、その辺の市の区別みたいなものはございますか。</p> <p>色ですね、白と黄色なのですが。間違っただけでその方が黄色のほうに行ってしまうということで、市役所のほうに行ってしまうと危ないなと思ったのです。ラインの色は黄色の線と白の線とがあるのですけれども、そこを間違っただけで横断してしまって、少し危険な状態があったと聞きまして、その辺の色の区別みたいなものはございますか。</p> <p>・事務局の川又です。まずは点字ブロックのことでよろしいですか。</p>
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

柳委員	<ul style="list-style-type: none"> ・道路なのですから、ブロックではなく、車道の真ん中のラインのこと、中央線ということですかね。少しお時間をいただきます。 参加してくれた盲聾の方なのですが、万代のほうから来られるときに、道路のセーフティゾーンなのか、白のラインのほうを歩いて行くつもりだったのが、盲の方の状況にもよったのですけれども、途中で自分も視野狭窄ですので、見える範囲がかなり狭いので、途中から違うほうに歩いていってしまったという、白杖はついていましたけれども、ですから色の違いみたいなものが分かりづらいのかもしれませんが、盲の方にしても、分かりづらいのかもしれませんが、そういうお話を直接本人からお聞きしたことがあったので、色の違いみたいなものに理由がありますか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の川又です。基本的には点字誘導ブロックは黄色いものを敷設することがルールになっていると思います。今回、計画の中で、地区設定をして経路を定めていくのですけれども、その経路の中で、お話し事例のないいわゆる間違いやすいようなものがある場合については、正していかなければならないと考えています。その辺も含めて、設定した経路であれば、誰もが安全に通行できる整備を目指していかなければいけないと考えています。ご意見ありがとうございました。
関川委員	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の当事者団体の関川でございます。点字ブロックの話が出ましたので簡単に全国的ないろいろな点字ブロックについてのお話をしたいと思います。一つは、今いちばん問題になっているのは、踏切内の点字ブロック敷設ですね、これが今、誘導ブロックというのは黄色いもので誘導する縦の線4本のものと、それから注意喚起のものと2種類ございます。しかし、踏切の中で方向が分からなくなって昨年、奈良県で亡くなったり、ほかのところでもありましたし、実際、3年くらい前に新潟駅の構内でホームに落ちたという事故もございましたので、これにつきましては、今日も委員さんでJRさんも参加で、要望を毎年出しているのですけれども、とにかく第3種類目をどういうふうにするかという研究が一つ行われています。 ・それからもう一つ、先ほどこちらの先生方のほうからもありましたように、古い点字ブロックを今式のもので、白杖で分かりやすいものということも研究が進んでおりまして、それからスマホで感知するような点字ブロックも市販されておりまして、点字ブロックのところに埋め込むものと、それから注意喚起のブロックのようなところに色を塗り分けて、スマホを使える方でロービジョンと言いますか、弱視の方も増えておりますので、そういう方がすぐ感知できるようなもの、これも全国的に進んでいます。お金は高いのですけれども、ぜひそういう新しいものが開発されておりますので、それから先ほどお隣の柳さんがおっしゃったように、それぞれ当事者の皆様のご意見を聞く場を、まず作っていただいて、先ほどもお答えがありましたように、直すべきところは直して、

<p>西村会長</p>	<p>確認すべきところは確認していただきたいと。最後は命にかかわるところでございますので、よろしくお願ひしたいということでございます。よろしくお願ひします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。 ・私のほうからよろしいでしょうか。今後の予定のところ、最後の来年の2月のところに9番目の「心のバリアフリー、取組み方針を示す」というふうに書いてあります。今ほどのいろいろな皆さんからの意見の中には、もちろんブロックをきちんと設置するとか、分かりやすいような誘導のものを設置する等もありますけれども、少し気づいた周りの周辺の方が「そちらラインですよ」という声かけ等があれば解消するものがあるのかなと思うのですけれども、今日の資料でも、私もいつもバスで通勤しているのですけれども、ヘルプマークをつけた方も見かけるようになりましたけれども、やはり今日の資料を見ても、ヘルプマークをつけている人が多いのだけれども、あまり周知がなされていないであるとか、その方を見かけたらどうしたらいいのかという、そこら辺がまだなかなか私も今、学生を教育している中で、「こういうふうにするんだよ」というふうに言うことが大事なのだと今、自己反省をしたところでございますけれども、そうした周知をどういうふうに具体的にしていくのかということ、物理的なバリアフリーと併せてしていただければなと思います。 ・私は前に青森に住んでおりましたので、新潟はそこと比べると障がいのある人のまちづくりの条例があったり、随分障がいのある人、また私が研究させていただいている知的障がいや発達障がいのある人も、一人でバスに乗ったりする姿も見えてきましたけれども、なかなか皆さん何か困っていても見て見ぬふりだったり、昨日は車椅子の方が西新潟病院から出て来られたのですけれども、運転手の方はスロープを引き出して、電動車椅子の方だったので、「皆さんお手伝いしていただけますか」と言ってお声かけをして、かなり慣れていらっしゃる方だったので、前に見かけた運転手の方はなかなか慣れていなくて、そういう声かけも乗客にされない方だったので、まずはできるところから、声かけなど、どういうふうな場面で困っていたら、どういう声かけがいいのかというような具体的な小冊子とか、そういうものを配布するだけでも少し状況は変わってくるのかなと思いますので、最後のほうに「心のバリアフリー」と書いてありますけれども、少しできるところから検討していただくとありがたいなと思います。よろしくお願ひいたします。 ・ほかに、何かございますか。特にないようでしたら、以上をもちまして、議事を終了いたします。進行を事務局にお返ししたいと思います。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大変ありがとうございました。さまざまな闊達な意見をいただきまして、これからの作業に生かしていきたいと思っておりますので、今後ともよ

事務局	<p>ろしくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後に、事務局から連絡させていただきます。 ・先ほど、今後の予定のところ、まち歩き点検についてお話しさせていただきましたが、具体的な調整等のご連絡を各団体様のほうに個別にさせていただきますと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。事務局からは以上です。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、以上をもちまして第2回移動等円滑化促進方針策定検討協議会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。